

「特別警報」（気象警報）等発表時の登下校・引き渡しについて

「特別警報」（気象警報）等発表時における児童の登下校・引き渡しについて、次のように行う。

登校前 「避難勧告・避難指示」が発令及び「特別警報」が発表された場合

・午前6時30分の時点で解除されない場合、登校を見合わせてください。（「臨時休業」とします。）

※午前6時30分までに「避難勧告・避難指示」及び「特別警報」が解除された場合は、「臨時休業」ではありません。気象の状況・通学路の状況を確認し、安全が確認されたら、保護者の判断で無理のないように登校させて下さい。（情報収集に努め、安全に登校させられると保護者が判断できるまで登校させないでください。）登校を見合わせた場合は、各家庭から状況等を学校へ連絡して下さい。

在校中 「避難勧告・避難指示」が発令及び「特別警報」が発表された場合

・授業等を中止して下校時刻を繰り上げます。安心メール等でご家庭に連絡し、保護者引き渡しにより下校させます。

◎「特別警報」とは、数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合、現象の種類に応じて、「大雨」「暴風」「高潮」「波浪」「暴風雪」「大雪」の特別警報として発表される。特別警報の対応原則は、「ただちに命を守る行動をとる」である。